

葛巻町に

建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 競争入札に参加するための資格要件

葛巻町における競争入札に参加する方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完工工事高（2年又は3年平均）の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 葛巻町暴力団等排除措置要綱（令和2年葛巻町告示第79号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの
エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和57年告示第30号。以下「規程」という。）第10条の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 規程第10条の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

資格審査結果につきましては葛巻町ホームページで公開します。

(文書での通知は行いませんので、ホームページにおいてご確認ください。)

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や、記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は、次回の申請受付まで申請できません。

4 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。